

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年7月8日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：全世界（広域）フィジー国 5S-KAIZEN-TQM による保健サービスの質の向上広域アドバイザー及び東ティモール国ギド・ヴァラダレス国立病院運営改善業務
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：全世界（広域）フィジー国5S-KAIZEN-TQMによる保健サービスの質の向上広域アドバイザー及び東ティモール国ギド・ヴァラダレス国立病院運営改善業務

調達管理番号：26a00321

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年7月8日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界（広域）フィジー国5S-KAIZEN-TQMによる保健サービスの質の向上広域アドバイザー及び東ティモール国ギド・ヴァラダレス国立病院運営改善業務

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年10月 ～ 2029年10月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13か月以降) : 契約金額の13%を限度とする。

3) 第3回(契約締結後25か月以降) : 契約金額の13%を限度とする。

(6) 部分払の設定

¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年度(2026年1月頃)

2) 2027年度(2027年10月頃)

3) 2028年度(2028年10月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部 保健第二グループ保健第三チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 7月 14日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 7月 14日 12時まで
3	質問への回答	2026年 7月 17日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限 日	2026年 7月 31日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年 8月 18日まで
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌 日から起算して7営業日まで (申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

1) 消極的資格制限

2) 積極的資格要件

3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先 : <https://forms.office.com/r/2SjPrFhWuM>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限: 上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。
- ⑤ 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザ

ルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、案件目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	対象保健医療施設における5S-KAIZEN-TQM活動実施方針及び同施設内での活動展開方法	第4条 業務の内容（フィジー） 活動2-4
2	経験共有セミナーの実施： テーマ及び実施時期、各国の知見・経験共有のための工夫	第4条 業務の内容（フィジー） 活動3-2

3	5S-KAIZEN-TQM 広域展開用の教材 (動画含む): 教材に含まれるべき項目と開発方法	第4条 業務の内容 (フィジー) <u>活動3-3</u>
4	東ティモール、キリバスカウンターパートの フィジー訪問計画: 日程案・訪問中に視察すべき訪問先・活動内 容	第4条 業務の内容 (フィジー) 活動3-4 (東ティモール) 活動2-12
5	<u>院内修理及びメーカー修理の研修概要:</u> <u>内容、実施時期、頻度</u>	第4条 業務の内容 (東ティモール) <u>活動1-4、1-5</u>

1. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費(一般業務費)での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(個人。法人に所属する個人も含む)(第3章「2.業務実施上の条件」参照)。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成(法人)(第1章「3.競争参加資格」参照)。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書(案)記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【1】特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、案件目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

☒ 別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書(案)」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書(案)」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1)過去の 5S-KAIZEN-TQM 事業の成果の活用

フィジーでは、2019-2023年に実施した技術協力プロジェクト「5S-KAIZEN-TQM による保健サービスの質の向上プロジェクト」(以下、「前フェーズプロジェクト」)を実施している。同プロジェクトで開発された5S-KAIZEN-TQM手法・ツールや教訓を活用し、効果発現や持続性の向上に資するよう留意すること。

(2)対象国関係者の実施体制

フィジーでは、保健省において医療ガバナンスユニットが担当ユニットとなる。5S-KAIZEN-TQM 実施にあたる体制、役割や責任については、前フェーズで作成されたガイドラインで規定されている。国家 TQM(NTQM)ファシリテーターは、国レベルのファシリテーターとして 5S-KAIZEN-TQM を中心とした医療の質・安全管理について、病院管理者、質改善チーム(QIT)、業務改善チーム(WIT)等への研修・評価・助言・報告を通じ医療機関の改善活動を支援・推進する役割をもつ。医療施設では、病院運営委員会(HEC)もしくは病院管理チーム(HMT)が中心となり、病院管理者やメンバーによる医療の品質・安全向上活動の監督、調整及び管理業務が行われている²。QIT 及び WIT は院内の質改善・安全管理に関する活動に取り組む。また、QIT は院内の各部門の責任者等から構成され、各医療施設での 5S-KAIZEN 研修や監査を実施

² 施設によっては、HMTではなく、単にHeads of department チーム(各診療科・部門の責任者チーム)およびその下部委員会で構成されるHECを使われる場合がある。

し、国家 5S-KAIZEN-TQM チームへの報告役割が期待され、院内の各部門に組織される WIT にて、5S および KAIZEN の活動を実施することが想定されている。

本事業では前フェーズで対象としていた医療施設等(ランバサ病院、シンガトカ病院、スバのフィジー医薬品バイオメディカルサービスセンター(FPBS))に加え、2025 年に完工したランバサのフィジー医薬品バイオメディカルサービスセンター(FPBS)も対象に加える。協力終了時には同施設を拠点とした 5S-KAIZEN-TQM の全国・他国展開が可能になることを目指し取り組むこと。その際、各地域保健局(Divisional Medical Office)における地域保健局長(Divisional Medical Officer、DMO)との連携体制も検討する。

また、2026 年 11 月に予定される選挙により保健省内での体制・方針の変更が生じることが見込まれるため、業務開始時にあらためて実施体制の確認及び見直しを行うこと。

東ティモールでは、過去に医療サービスの提供体制強化を目的としたプロジェクトの実施はないため、保健省医療機器局ワークショップ(以下保健省 WS)及びギド・ヴァラダレス国立病院(HNGV)医療機器管理部の人的資源や組織体制を踏まえ、ニーズに応じた持続可能な実施体制の構築を検討する。

5S-KAIZEN-TQM の実施については、ガバナンスを担うのは、HNGV の品質管理委員会(QCC)であり、各診療科での質改善活動は品質改善委員会(QIC)が担う事が想定される。HNGV のガバナンス体制が頻繁に変更されることを念頭に、業務着手時にあらためて実施体制に関する確認・見直しを行うこと。また、保健省 WS も支援対象とすること。

(3)開発パートナーとの連携および JICA の他スキームとの協働

フィジーでは、世界銀行、オーストラリア外務貿易省(DFAT)、アジア開発銀行、WHO 西太平洋地域事務局、東ティモールでは世界銀行、DFATが支援を行っている。コンサルタントは、他開発パートナーとの情報交換に努め、本業務での成果が担保されるよう連携促進・協調を図ること。同国で実施中の事業や青年海外協力隊等との連携可能性についても、適宜情報を収集し、検討を行うこと。

(4)フィジー及び東ティモールの業務比率について

本案件はフィジー及び東ティモールからそれぞれ要請された個別専門家派遣を1つの契約にて公示するものであり、大洋州地域及び東ティモールにおける医療機材維持管理及び5S-KAIZEN-TQMの普及・展開を一体的に推進し、対象国間の経験共有を狙い同一契約で対応するものである。フィジー(含むキリバス支援)と東ティモールの業務負荷比率は、経費配分で2:3を想定する。また、要請に基づきフィジーへの協力は2年、東ティモールは3年を予定する。

(5)キリバス支援について

フィジー事業の一環として第4条【事業内の個別の活動】③成果3の通りキリバス支援の活動を含んでいる。キリバスへの渡航は、年に1回、計0.33人月程度を想定している。

キリバス支援に当たっては、フィジーのマスタートレーナーと共に渡航し、フィジーの5S-KAIZEN-TQM分野での周辺国支援能力向上に留意すること。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

【事業全体に係る活動】

(1) 業務計画書・ワーク・プランの作成

本事業では、契約締結後、1回目の現地渡航を想定しているため、契約締結日から10日営業日内に事業実施の業務計画書を作成する。契約締結から3か月以内にワーク・プランを作成し、C/Pとの協議・意見交換に活用すること。

(2) 個別案件進捗報告書の作成

本事業実施期間は3年間(36カ月)を想定しているため、定期的に活動内容を報告書に取りまとめる。具体的には、契約締結から約12カ月後/24カ月後を目途に、個別案件進捗報告書を作成する。

(3) 専門家事業完了報告書

契約終了約3か月前を目途に、事業完了報告書のドラフトを作成する。ドラフトを C/P 及びJICAからのフィードバックを得た上で最終化し、案件終了時までにフィジー側に説明・承認を得た上でJICAに提出する。

【事業内の個別の活動】

(1) プロジェクトの活動に関する業務

(フィジー)

① 成果1に関わる活動

活動1-1:対象施設において5S-KAIZEN-TQM活動状況を調査し、改善、強化すべき内容を把握する。また、保健医療サービス省内における5S-KAIZEN-TQMの該当政策・戦略、マスタートレーナー

³による活動状況、医療施設におけるWITの稼働状況、前事業で作成済みの実施ガイド

³ 前フェーズにおいてレベルAのNTQMファシリテーターのうち、課題別研修に参加した4名を指す。

の活用状況や5S-KAIZEN-TQMの実施状況及び、活動の阻害・促進要因等を把握する。

活動1-2:1-1の結果を踏まえ、保健医療サービス省における5S-KAIZEN-TQM推進戦略ガイドラインを策定／更新する。

活動1-3:保健医療サービス省及び対象施設・地域保健局による合同会議(オンライン)を実施し、活動方針・計画について合意する。

活動1-4:前フェーズで育成されたNTQMファシリテーターの活動状況を確認し、活動継続のための5S-KAIZEN-TQMトレーニング体制を見直すと共に追加育成のためのトレーニングを実施する。

想定規模は以下の通り。

研修名	NTQMファシリテーター育成研修
目的	5S-KAIZEN-TQM活動の実施支援
実施回数	1回
対象者	フィジー保健省及び地域保健局関係者
参加者数	約50名/回
開催期間	3日/回
実施場所	主に、フィジー北部、中部、西部地域
実施形態	対面

② 成果2に関わる活動

活動2-1:マスタートレーナーの支援の下、対象施設において5S-KAIZEN-TQMの普及・定着にかかるモニタリングを含めた活動計画を作成する。

2-1-1.NTQMファシリテーターを中心に、モニタリング・評価のための実施体制(外部評価体制)をつくる。

2-1-2.四半期に1回、活動計画をもとに巡回指導による技術的支援を病院・施設管理者と連携しながら実施する(外部評価)。

2-1-3.満足度調査(「患者満足度」、「職員満足度」、「コミュニティ・社会の満足度」等の測定)を通じて改善のためのフィードバックを行う。

活動2-2:対象保健医療施設の QIT、HMT・HECを対象とした 5S-KAIZEN-TQM 指導者研修を実施する。

想定規模は以下の通り。

研修名	5S-KAIZEN-TQM指導者研修
目的	保健医療施設の指導者に対する5S-KAIZEN-TQM手法の

	指導
実施回数	3回
対象者	フィジー病院関係者
参加者数	5名/各施設
開催期間	3日
実施場所	フィジー国内
実施形態	対面

活動2-3: HMT・HECによるパイロットユニットのスタッフを対象とした 5S-KAIZEN研修の実施を技術的に支援する。

活動2-4: 対象医療施設にて作成された活動計画に沿って、5S-KAIZEN-TQM活動を実施する⁴。

2-4-1. QIT およびパイロットユニットにおけるWIT の設立に際し、各施設管理者と組織の役割や責任を明確にする。

2-4-2. 前フェーズで開発された研修・マニュアル類を参照しつつ、院内用5S-KAIZEN-TQMマニュアルを作成又は改訂する。

2-4-3. 四半期に1回、5S-KAIZEN-TQM活動に関する院内モニタリングが実施される(内部評価)。

活動2-5: 全国展開に向け、対象地域外への5S-KAIZEN-TQMに関する知見共有を行う。

研修名	5S-KAIZEN-TQM国内向けセミナー
目的	5S-KAIZEN-TQM活動支援及び普及に向けた学び合い
実施回数	2回
対象者	フィジー保健省関係者、病院関係者及び各地域保健局等
参加者数約14名	
開催期	
	5日/回
実施場所	主に、フィジー北部、中部、西部地域
実施形態	対面

③ 成果3に関わる活動

⁴ 過去の事業では、施設間で5S-KAIZEN-TQM活動の定着にばらつきがあったことから、対象施設における標準化された活動の実施方法及び段階的な活動の展開、定着を目指すための方針を提案すること。

活動3-1: キリバスにおける対象医療施設を中心に、5S-KAIZEN-TQM の普及・定着にかかる課題を抽出・整理し、これに基づき5S-KAIZEN-TQMの実施を指導する。

活動3-2:活動2-1～2-4で得られた医療施設における実践結果を踏まえ、フィジー、キリバス、東ティモール他関心を有する周辺国を対象とした5S-KAIZEN-TQMの経験共有セミナー(オンライン)を行う⁵。

活動3-3:活動1-4及び2-1～2-4を踏まえ、5S-KAIZEN-TQM 広域展開用の教材(動画含む)を作成する⁶。

活動3-4:東ティモール、キリバスの5S-KAIZEN-TQM関係者がフィジーの取組を視察し、参加者間で経験共有を行う⁷。

セミナー及び現地視察の想定規模は以下のとおり。

研修名	5S-KAIZEN-TQMセミナー(オンライン)
目的	5S-KAIZEN-TQM活動の紹介普及
実施回数	1回
対象者	フィジー保健省関係者、病院関係者及び各地域保健局、キリバスC/P、東ティモールC/P(マーシャル、ソロモン等の近隣国の保健省C/P)
開催期間	0.5日/回
実施場所	ー
実施形態	オンライン

研修名	キリバス・東ティモールC/Pによるフィジー現地視察
目的	5S-KAIZEN-TQM活動への理解、好事例や課題の把握
実施回数	2回
対象者	フィジー保健省関係者及び病院関係者、キリバスC/P、東ティモールC/P

⁵ 大洋州における周辺国に対し、フィジーでの質改善活動の経験共有を中心に、医療サービスの質改善へ向けた学び合いを促すことを目的とする。テーマ及び実施時期、各国の知見・経験共有のための工夫等の提案を示すこと。

⁶ 本事業では、対象保健医療施設での活動支援に加え、対象施設以外への展開も視野に入れている。そのため、5S-KAIZEN-TQM の広域展開用の教材(動画含む)として、どのような開発方法により、どのような項目の取りまとめが有用となるかを提案すること。

⁷ フィジーにおける質改善活動の取組事例やグッドプラクティスの経験共有等を、現地視察を通して東ティモールおよびキリバスへ共有することで、医療サービスの質改善へ向けた能力向上を図る。本活動における効果的な連携体制や実施(日程案・視察すべき訪問先・活動内容)に関する提案を示すこと。

参加者数	約6名
開催期間	3日
実施場所	主に、フィジー北部、中部、西部地域
実施形態	対面

(東ティモール)

① 成果1に関わる活動

活動1-1: HNGV及び保健省医療機器局ワークショップ(以下、保健省WS)の医療機材維持管理状況について、既存の医療機材維持管理に関するマニュアルの有無を含む情報を収集・整理し、医療機材維持管理上の課題を分析・特定する。

活動1-2: 東ティモールに医療体制が類似する他国における医療機材維持管理の好事例を収集し、HNGV及び保健省関係者に共有する。

活動1-3: HNGV及び保健省WSの既存医療機材リストの内容を確認の上更新し、修理計画及び保守管理・維持管理技術に関する研修計画を策定する。

活動1-4: HNGV及び保健省WSの医療機材維持管理担当に対する保守管理・維持管理技術(院内修理及びメーカー修理)の研修を実施する⁸。

活動1-5: HNGV及び保健省WSに対するTOT(機材ユーザーに対する予防的保守管理に関するTraining of Trainers)を実施する⁹。

活動1-6: 大型・高度医療機材導入時の保守契約が施設のニーズを反映するように、調達部門を中心とした院内プロセスの整理及びその実施を支援する。

活動1-7: 医療機材、交換部品、消耗品の調達に必要な手続き、手順、責任者を確認し、在庫リストを作成した上で、HNGV及び保健省の担当者とともに、調達にかかる標準手順書(SOP)を作成し、その遵守を支援する。

活動1-8: HNGV及び保健省WSと協議のうえで、作成した在庫リスト、医療機材維持管理状況をモニタリング・評価する指標を設定、改善策を立案し、その実施を支援する。

活動1-9: 活動1-1～8の活動を踏まえ、既存の医療機材維持管理におけるSOPをレビューし、HNGV及び保健省とともに改訂或いは作成する。

② 成果2に関わる活動

活動2-1: HNGV及び保健省WSにおける5S-KAIZEN-TQMの現状を確認し、課題

⁸ HNGV及び保健省WSへ対する医療機材維持管理にかかる体制構築を目指すため、効果的な研修実施の在り方(内容、実施時期、頻度)を提案すること。

を分析・特定する。

活動2-2:HNGVのガバナンス体制が頻繁に変わることを考慮し、病院運営管理の現状を検証した上で、既存のQCCを中心とした5S-KAIZEN-TQMを推進できるよう、ガバナンス体制に対する助言を行う。

活動2-3: 東ティモールに医療体制が類似する他国の5S-KAIZEN-TQM取組事例を収集し、HNGV及び保健省に共有する。

活動2-4:HNGVにおいては、既存のQICの活動を再開・強化し、必要に応じて新規設立を行う。保健省WSにおいても、5S-KAIZEN-TQMにかかる活動を実施・管理する実働組織を設立する。

活動2-5:HNGVにおいて5S-KAIZEN-TQM活動を統括するQCC及び質改善活動の実働するQICのTORを作成するとともに、活動2-4に基づき保健省WS内に設立される質改善活動を担う組織のTORを作成する。

活動2-6:HNGVにおけるQCCを対象に、5S-KAIZEN-TQM活動を組織的に管理・運営するための研修プログラムを作成し、QCCのメンバーに対し研修を実施する。

活動2-7:HNGVにおけるQICおよび活動2-4に基づき保健省WS内に設立される質改善活動を担う組織を対象とした、5S-KAIZEN-TQM実施のための研修プログラムを作成し、対象メンバーに対し研修を実施する。

活動2-8:HNGVにおけるQICの5S-KAIZEN活動を、QCCが主体的にモニタリングできるよう、QICの報告体制およびQCCのモニタリング実施体制の構築・整備を支援するとともに、モニタリング結果の分析・フィードバックをQCCに対して行う。また、保健省WSにおける5S-KAIZEN活動の主体的なモニタリング体制構築を支援する。

活動2-9:HNGVにおけるQICの意欲を高めるための活動(表彰等)を、QCCが主体的に計画・実施できるよう専門的助言を行う。

活動2-10:HNGV及び保健省の医療技術者、医療従事者、その他の職員を対象に、ニーズに応じたフィジーでの5S-KAIZEN-TQMに係る研修参加を調整するとともに、他参加国との相互学習やネットワーキング構築を目的とした情報交換の機会を創出する。

活動2-11:HNGV向けに5S-KAIZEN-TQMに関するガイドラインを作成したうえで、当該ガイドラインを基礎として、全国の2次医療機関においても活用可能なガイドラインを作成する。

活動2-12:フィジーにおける5S-KAIZEN-TQMの取組を視察し、学びを東ティモールにおける活動に反映する(詳細はフィジー活動3-4を参照)。

活動1及び活動2における研修の想定規模は以下の通り。

研修名	医療機材保守・管理研修/5S-KAIZEN-TQM研修
-----	-----------------------------

目的	① 医療機材保守・管理に関する技術支援 ③ 5S-KAIZEN-TQMIに関する技術支援
実施回数	① 約6回 ② 約4回
対象者	HNGV、保健省WS
参加者数	約10名/回
開催期間	約5日/回
実施場所	HNGV/ディリ県
実施形態	対面

④ 成果3に関わる活動

東ティモールの「病院サービス国家戦略計画2025-2030」における病院サービスの質の改善及び医療機材維持管理に関する取組について、進捗を把握し、関連情報を収集のうえ、必要に応じてJICAへ報告する。

(2) 本邦研修・招へい

☒ 本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ(一次データ)、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法(Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等)で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - ・ データ格納媒体:CD-R(CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議)
 - ・ 位置情報の含まれるデータ形式:KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。(Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)

② ベースライン調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』(特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」)に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDFデータも併せて提出する。

- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ
ワーク・プラン	契約締結日から 3か月以内	英語	電子データ
個別案件進捗報告書	契約締結日から12か月後、 24か月後	日本語	電子データ

専門家業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	電子データ
------------	----------	-----	-------

- 業務完了報告書は、履行期限 3 か月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、個別案件進捗報告書及び専門家業務完了報告書に添付して提出することとする。

(フィジー)

- (1) 5S-KAIZEN-TQM 推進戦略ガイドライン
- (2) 5S-KAIZEN-TQM マニュアル (①NTQM ファシリテーター用、②院内用)
- (3) 5S-KAIZEN-TQM 広域展開用教材(動画含む)

(東ティモール)

- (1) 医療機材保守管理・維持管理トレーニングマニュアル
- (2) 予防的保守管理に関する Training of Trainers(TOT)トレーニングマニュアル
- (3) 5S-KAIZEN-TQM 研修マニュアル(①QCC 向け、②QIC 向け)
- (4) 5S-KAIZEN-TQM に関するガイドライン(①HNGV 向け、②全国の 2 次医療施設向け)

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

(1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

(2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項

(3) 業務フローチャート

(4) 活動に関する写真

第6条 再委託

☐ 本業務では、再委託を想定していない⁹。

第7条 機材調達

☒ 本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

⁹ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託にすることが必要な理由を詳述し、協議する。

案件概要表

1. 案件名

国 名: フィジー共和国(フィジー)

案件名:

和名 5S-KAIZEN-TQMによる保健サービスの質の向上広域アドバイザー

英名 Regional Advisor for Improving the Quality of Health Services through 5S-KAIZEN-TQM

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における保健医療セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

フィジー共和国(以下、フィジー)においては、2019年の全死亡の85%が非感染性疾患(NCDs)によるものであった¹。また、虚血性心疾患、糖尿病や脳卒中などのNCDsが障害調整生存年(DALYs)の大部分を占めている²(2021年)³。また、フィジーの国家開発計画(2025-2029)では、質の高い医療サービスへのアクセス向上に重点を置き、一次医療及び二次医療の拡大、リスク管理における多部門連携アプローチを通じた医療提供の効率化を目指している。また、成果の一つには、患者の安全、サービスの質・価値の継続的な改善が含まれている。

フィジーでは医療サービスのニーズ増大に伴い質の向上も喫緊の課題となっていることから、保健省は2012年から独自に国家5S-KAIZEN-TQMチームを形成し同アプローチを導入した。基礎部分は構築されたものの、各対象医療施設における実施とモニタリングに課題が見られたことから、2019～2026年に5S-KAIZEN-TQMによる保健サービスの質の向上プロジェクト(技術協力プロジェクト)を実施し、5S-KAIZEN-TQM普及のための組織体制の整備や、効果的な普及プロセスの強化が図られた。対象医療施設では一定程度の活動成果が認められ、ランバサ病院、シンガトカ病院への継続的な5S-KAIZEN-TQM活動支援のため、青年海外協力隊の派遣を継続している。一方で、フィジー保健医療サービス省によるモニタリングや医療施設における普及には一層の強化が必要であることから、更なる協力が求められている。

また、キリバスにおいても、フィジーで育成されたマスタートレーナーによる研修機会などを通じて、5S-KAIZEN-TQM活動が導入されているが、活動の定着と普及には更なる技術支援が求められている。

上記の状況を踏まえ、フィジー政府は、国内の医療サービスの質の向上を目的に、我が国に対し、事業を要請した。本事業は、①5S-KAIZEN-TQMの体制構築及び活動の継続的な実施を支援すること、②フィジーによるキリバスでの5S-KIAZEN-TQMの導入を支援することに

¹ Cause of death, by non-communicable diseases (% of total) | Data

² 平均寿命に、健康ではない人の障害の程度や期間を加味して調整した生存年数を示す

³ Leading causes of DALYs

より、①フィジーにおいて5S-KAIZEN-TQMの取組が定着・拡大するとともに、②キリバスに知見・経験が共有される状態を図るものであり、両国における5S-KAIZEN-TQMを通じた病院運営管理及び保健医療サービスの質の向上に資するものである。

(2) 保健医療セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対フィジー国別協力方針(2019年)における教育・保健分野の重点は、質の高いサービスデリバリー体制の構築と関連人材の育成にかかる支援であることから、本事業は日本のODA基本方針とも合致する。また、JICAグローバル・アジェンダ「保健医療」のもとに位置づけられる「保健医療サービス提供強化クラスター」において、我が国が強みを有する5S-KAIZEN-TQM活動を活かした医療施設の運営やサービス効率化により、人材や施設マネジメントを含む取組の強化を行うことで、本事業は、保健医療サービスの質と量の向上を目指すクラスター事業の推進に資するものである。

また、2024年に開催された第10回太平洋・島サミット(PALM)において、日本政府は医療施設の建設や遠隔医療を含む質の高い医療機器の提供、保健・医療従事者のための「KAIZEN」ノウハウを取り入れることによる能力構築を通じて、NCD等への取組及びユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)達成に向けた強靱な保健医療システムの開発における支援を推進することを表明しており、大洋州地域の協力方針とも一致する。

(3) 他の援助機関の対応

- 1) 世界銀行:The Pacific Healthy Islands Transformation (PHIT) Project を通じフィジー、トンガ、キリバス、ツバルを対象とし、他の太平洋島嶼国にも地域波及効果をもたらす保健システム強化・非感染性疾患(NCD)対策を支援中。特にフィジーでは、NCD を中心とした健康増進、早期発見および効果的な疾病管理に関する地域レベルでの推進と、健康危機時に向けた強靱化を目指している。アジア開発銀行(ADB)や OPEC 基金、オーストラリア、ニュージーランドなどが協調融資する。また、フィジーの Colonial War Memorial(CWM)病院のマスタープラン策定とも連動し、地域全体の医療基盤の整備を行う⁴。
- 2) ADB:上述 PHIT に対する協調融資⁵。
- 3) オーストラリア外務貿易省(Department of Foreign Affairs and Trade:DFAT) オーストラリア政府は、Fiji Health Program (FHP) の枠組みにおいて、疾病対策および気候変動危機へ対応可能な公衆衛生サービスの改革や、患者を中心とした質・安全面を考慮した医療サービスへのアクセス向上、保健医療システムの管理体制の効率化を目指している⁶。首都圏における臨床サービスの強化を目的として、CWM 病院の新設を見据えたマスタープラン策定を支援しており、国家リファラル病院としての機能強化を目的とした支援も実施している。そのほか、Labasa 病院での設備の修復や、Taveuni ヘルスセンタ

⁴ Pacific Healthy Islands Transformation (PHIT) Project : Technical Note

⁵ ADB Backs Major Transformation of Fiji's Health System | Asian Development Bank

⁶ Strategic Review of the Fiji Health Program

ーでの母子保健の強化を行っている。さらに、Australia-Fiji Development Partnership Plan 2024-2028によると、医療施設等のインフラ強化や、サービスの質と保健システム機能の改善を支援している。

- 4) 世界保健機関(World Health Organization:WHO)地域保健課題への対応力強化のため、太平洋オープン保健学習ネットワーク(Pacific Open Learning Health Network:POLHN)を通じた保健医療人材の能力開発を支援している⁷。また、5S-KAIZEN-TQMに関しては、フィジー保健・医療サービス省が作成した関連マニュアルに対する経費支援を行っている。

3. 事業概要

(1) プロジェクトサイト／対象地域名

フィジー：フィジー医薬品バイオメディカルサービスセンター(FPBS)(スバ、ランバサ)、ランバサ病院、シンガトカ病院等
キリバス：ツンガル中央病院他タラワにおける医療施設

(2) 事業実施期間

2026年10月～2028年9月(計24か月)

(3) 事業実施体制

保健医療サービス省(MHMS)

4. 事業の枠組み

(1) 成果

<成果1>

フィジーの対象医療施設において5S-KAIZEN-TQMを推進するための体制が整備される。

<成果2>

フィジーの対象医療施設における5S-KAIZEN-TQMの活動が継続的に実践され、定着する。

<成果3>

キリバスにおいて5S-KAIZEN-TQMの導入支援能力が向上される。

(2) 主な活動

<活動1>

1-1 5S-KAIZEN-TQM活動状況を調査し、改善、強化すべき内容を把握する。

1-2 1-1の結果を踏まえ、保健医療サービス省における5S-KAIZEN-TQM推進戦略ガイドラインを策定／更新する。

1-3 保健医療サービス省及び対象施設・地域保健局による合同会議(オンライン)を実施し、活動方針・計画について合意する。

⁷ Weaving health through learning: WHO Academy brings Pacific Open Learning Health Net back online

1-4 ファシリテーター育成のための5S-KAIZEN-TQM トレーニング体制を見直す

<活動2>

2-1 マスタートレーナーの支援の下、病院運営管理能力向上を目的とした

5S-KAIZEN-TQM の普及・定着にかかるモニタリングを含めた活動計画を作成する。

2-2 パイロット対象保健医療施設の質改善チーム(QIT)、病院マネジメントチーム(HMT)を対象とした 5S-KAIZEN-TQM 研修を実施する。

2-3 病院マネジメントチーム(HMT)によるパイロットユニットのスタッフを対象とした 5S-KAIZEN研修の実施を技術的に支援する。

2-4 対象医療施設にて作成された活動計画に沿って、5S-KAIZEN-TQM 活動を実施する。

<活動3>

3-1 キリバスにおける対象医療施設を中心に、過去の協力及び実践に見られた好事例や教訓を整理し、5S-KAIZEN-TQM の普及・定着にかかる課題を抽出・整理する。

3-2 活動2-1で得られた医療施設における実践結果を踏まえ、5S-KAIZEN-TQM のセミナー(オンライン/対面)及び現地視察を行う。

3-3 活動1-4、2-1を踏まえ、5S-KAIZEN-TQM 広域展開用の教材(動画含む)を作成する。

以 上

案件概要表

1. 案件名

国 名: 東ティモール民主共和国(東ティモール)

案件名:

和名 ギド・ヴァラダレス国立病院運営改善

英名 Guido Valadares National Hospital Management Improvement

2. 事業の背景と必要性

(1)当该国における保健医療セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

東ティモール民主共和国(以下、「東ティモール」という。)では、過去20年間で保健指標は全般的に改善してきたが、感染症による死亡が依然多い一方、脳卒中、虚血性心疾患、慢性閉塞性肺疾患など非感染性疾患(NCDs)による死亡も増加し、死因の半数以上を占める(WHO、2021年)。また、妊娠婦死亡率は796(出生10万対)から192に大幅に減少したものの(WHO、2000-2023年)、出血、妊娠高血圧症候群、中絶・流産、敗血症を含む感染症等が妊娠婦死亡の原因として挙げられ、その多くは健診や出産の際の適切な処置により予防が可能である。

東ティモール政府の「戦略的開発計画(2011-2030)」においても、保健セクターを含む社会資本が優先課題の一つとして掲げられており、「国家保健セクター戦略計画(2011-2030)」では、2030年までに全ての国民に対しアクセス可能な質の高いプライマリ・ヘルスケアと医療の包括的なサービスを提供することが目標の一つとされている。東ティモールの公的医療体制は、コミュニティヘルスセンターなどの第一次レベル、県病院などの第二次レベル、国立病院の第三次レベルに分類されているが、第二次医療施設で提供されるサービスが限定的であることから、多くの患者が国内唯一の第三次医療施設であるギド・ヴァラダレス国立病院(以下、「HNGV」という。)に集中し、入院や手術まで半年以上要する状況が続いている。さらに、施設や機材の不足により国内で提供できる医療サービスの水準は低く、がんや心疾患など高度な治療が必要な患者は近隣諸国へ搬送される。

東ティモール保健省は老朽化の進んだHNGV改修のためのマスタープランを作成し、施設の大部分の建て替えを予定している。現在、JICAの無償資金協力「ギド・ヴァラダレス国立病院整備計画」により手術部門・周産期部門等の医療施設及び関連医療機材の整備が進められている他、自己予算にて新小児ICU病棟の整備が進んでいる。一方で、HNGVでは、医療機材の保守及び管理体制には改善の余地があり、医療機材や消耗品のリスト管理が不十分な状況にある。また、HNGV内に医療機材の修理部門はあるものの、交換部品の入手が困難なことや技術的な制約に加え、国内の代理店の数・対応能力が限られている等の理由から修理に時間を要する機材も散見される。このような状況の中、2025年より医療機材分野の青年海外協力隊員が派遣され、2029年まで継続的な支援が見込まれていることから、医療機材管理に係る業務の定着に向けた連携が期待される。HNGVにおけるサービスの質改善(Quality Improvement: QI)の取り組みは、2021年以降、病院長が統括する品質管理委員会(Quality Control Cabinet: QCC)が中心となり、各診療科に設置されている品質改善委員会(QI Committee: QIC)が進めてきた。しかし現在は、人事異動などの影響によりQICの活動が停止しており、実質的にはQCCが院内のQI活動を主導している状況であることから、院内におけるQI実施体制の立て直しが求められている。

上記の状況を踏まえ、東ティモール政府は、HNGVの医療サービス提供能力の強化を

目的として、我が国に対し、本事業を要請した。本事業は、東ティモールで唯一の第三次医療施設であるHNGV及びHNGVを管轄する保健省に対し、上記無償資金協力により整備される予定の医療機材等の管理能力及び5S-KAIZEN-TQM実施能力を強化することにより、東ティモールにおける医療サービス提供体制の強化を図り、医療サービスの質と効率性の改善を目的とするものである。

(2)保健医療セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対東ティモール国別開発協力方針において、保健分野では、医療機関整備や医療サービス提供能力の向上による保健・医療体制の強化が重点分野として位置づけられており、本事業は我が国の方針と合致する。また、JICAグローバル・アジェンダ「保健医療」のもとに位置づけられる「保健医療サービス提供強化クラスター」において、我が国が強みを有するとしている5S-KAIZEN-TQM、医療機材を含む医療施設マネジメントを対象としており、本事業は、保健医療サービスの質と量の向上を目指すクラスター事業の推進に資するものである。

(3)他の援助機関の対応

1) オーストラリア外務貿易省 (Department of Foreign Affairs and Trade:DFAT)

最大のドナーであるオーストラリアの社会開発分野における基幹プロジェクト、Partnership for Human Development (PHD) Projectフェーズ2は、2026年に終了予定である。本プロジェクトは、直接財政支援を含む総額120百万豪ドル(およそ80百万米ドル)の5か年事業であり、うち保健部門に最大で70.5百万豪ドルの予算が組まれている。保健医療サービスの回復に注力したフェーズ1に対し、フェーズ2では制度化と政府主導の事業実施といった保健システム強化に移行した。具体的には、国家保健戦略と省・自治体の年次保健計画立案と実施支援、情報システム強化、人材育成である。PHDの後継案件の有無・内容は現時点で不明であるものの、DFATは今後もプライマリ・ヘルスケアを重視していく方針である。

2) 世界銀行(World Bank)

2025年には、政府による一部国際開発銀行融資案件の見直しを受け、融資案件が停止となり、保健医療インフラおよびリファラルの強化、災害や公衆衛生上の緊急事態への迅速かつ効果的な対応を目指す、Healthcare Action Through Rapid Infrastructure Improvements(HARI'I)プロジェクトの実施が保留となっている。今後は小規模なグラント案件と調査案件に絞った支援が想定され、パンデミック資金を活用したHNGV臨床検査と農林水産省所管の農業検査の機能強化や、日本社会開発基金(Japan Social Development Fund:JSDF)を活用した災害管理、水防、災害模擬訓練などを組み合わせた事業を実施する計画がある。

3. 事業概要

(1)プロジェクトサイト／対象地域名

HNGV/ディリ県

(2) 事業実施期間

2026年10月1日～2029年9月30日(計36か月)

(3) 事業実施体制

HNGV、保健省

4. 事業の枠組み

(1) 成果

1. HNGV 及び保健省の医療機材管理能力が強化される。
2. HNGV 及び保健省の 5S-KAIZEN-TQM 実施能力が強化される。
3. 東ティモールの病院サービスの質の改善及び医療機材維持管理に関する情報が JICA に提供される。

(2) 主な活動

<活動1>

- 1-1. HNGV及び保健省医療機器局ワークショップ(以下、保健省WS¹)の医療機材維持管理状況に関する情報収集を実施し、課題を特定する。
- 1-2. 他国における医療機材維持管理の好事例を収集し、関係者に共有する。
- 1-3. HNGV及び保健省WSの既存医療機材リストを更新し、修理計画及び研修計画を策定する。
- 1-4. HNGV及び保健省WSの医療機材維持管理担当に対する技術研修を実施する。
- 1-5. 医療機材ユーザー向けの予防的保守管理に関するTOTを実施する。
- 1-6. 大型・高度医療機材に係る保守契約及び院内調達プロセス整理を行う。
- 1-7. 医療機材、交換部品、消耗品の調達に係る標準手順書(SOP)を作成し、その遵守を支援する。
- 1-8. 医療機材維持管理状況をモニタリング・評価する指標を設定し、モニタリング実施を支援する。
- 1-9. 既存の医療機材維持管理におけるSOPをレビューし、改訂或いは作成する。

<活動2>

- 2-1. HNGV及び保健省WSにおける5S-KAIZEN-TQMの現状を確認し、課題を特定する。
- 2-2. 既存の品質管理委員会(QCC)を中心とした5S-KAIZEN-TQMを推進できるよう、ガバナンス体制に対する助言を行う。
- 2-3. 他国の5S-KAIZEN-TQM取組事例を収集し、関係者に共有する。
- 2-4. HNGVにおいて、既存の品質改善委員会(QIC)の活動を再開・強化、又は新規設立した上で、QCC及びQICのTORを作成する。
- 2-5. 保健省WS内に、5S-KAIZEN-TQMを実施する組織を設立し、TORを作成する。
- 2-6. QCCを対象に、5S-KAIZEN-TQM活動の管理・運営に関する研修を実施する。
- 2-7. QIC及び保健省WS内の質改善活動組織を対象に、5S-KAIZEN-TQM実施に関する研修を実施する。
- 2-8. HNGV及び保健省WSにおける5S-KAIZEN活動のモニタリング体制を構築する。

¹ 保健省医療機器局ワークショップ(WS)は、保健省が所管する医療機器の補完、在庫管理および整備等を行う拠点を指す。

る。

2-9. QCCが主体的にQICの意欲を高めるための活動(表彰等)を実施できるよう専門的助言を行う。

2-10. 5S-KAIZEN-TQM導入国との相互学習や情報交換の機会を創出する。

2-11. HNGV向けに5S-KAIZEN-TQMガイドラインを作成したうえで、全国の2次医療機関で活用可能な形に整理する。

<活動3>

3-1. 「病院サービス国家戦略計画2025-2030」における病院サービスの質の改善及び医療機材維持管理に関する取組の進捗を把握し、関連情報と併せてJICAへ報告する。

以 上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：医療機材維持管理、5S-KAIZEN-TQM

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

＊ 1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／〇〇
- 医療サービス質改善

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（3号）】

① 対象国及び類似地域：大洋州

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2026年10月から2029年10月を予定している。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1）業務量の目途

約45.45人月

2）渡航回数の目途 延べ23回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）配付資料／公開資料等

公開資料

▶ フィジー国 5S-KAIZEN-TQM による保健サービスの質の向上プロジェクト 業務完了報告書

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12346847.pdf>

▶ ギド・ヴァラダレス国立病院整備計画 事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2024_202110665_1_s.pdf

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。本案件は、フィジー及び東ティモールの2カ国に、それぞれC/Pが配置されています。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 東ティモール/フィジー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとしま

す。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

275,232,000 円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

■ 本案件は定額計上はありません。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見

積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	55	
(2) 要員計画／作業計画等	(15)	
ア) 要員計画	8	
イ) 作業計画	7	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(－)	(8)
ア) 類似業務等の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)